

高齢者虐待防止に関する指針

異病院介護老人保健施設

令和5年4月

高齢者虐待防止に関する指針

I 理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる場合も利用者に対して虐待を行ってはならない。当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

II 定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、若しくは拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者に関係のない行為を行うこと、または利用者に関係のない行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

III 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- 1 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
- 2 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善により介護の質を高めるための取り組み。
- 3 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み。
- 4 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み。
- 5 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知。
- 6 虐待防止委員会の設置。

IV 虐待発生時の考え方

1-1 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告する。
その後「虐待発生時の対応の流れ」に基づき速やかな解決に繋げる。

1-2 虐待に対する職員の責務

- ① 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待防止担当者は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者は報告する。責任者は虐待防止委員会を開催し解決にあたる。また、法人本部へ報告するとともに速やかに市の担当者へ報告する。

V 虐待防止委員会の責務

(1) 虐待のない事業所づくりを目指し、虐待発生時には速やかに適切な対応をとることで利用者の尊厳を守ることができるよう取り組んでいく。又、法人内の事業所における虐待が発生しないように虐待の防止の為の対策を検討する委員会を年 2 回以上、職員教育と注意喚起を目的に職員研修を年 2 回以上開催し、虐待の防止に積極的に取り組んでいく。

(2) 委員会の設置

委員の構成

医師、看護職員、介護職員、理学療法士等、介護支援専門員、栄養士、相談員、その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

- ・ 高齢者虐待に関する規定及びマニュアル等の見直し。
- ・ 虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ・ 施設内での日常的ケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

(3) 委員会における役割

高齢者虐待防止にむけた各職種の役割は、それぞれの専門性に基づくアプローチチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

VI 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には管理者、担当者には虐待防止委員会委員が、その職務にあたる。

施設長	<ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待防止における諸課題等の最高責任者 2) 虐待防止委員会の総括責任者 3) ケア現場における諸課題の総括責任者 4) ただし、2)、3) においては、施設長の判断するものに代理させることができることとする。
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1) 医師行為への対応 2) 看護職員との連携 3) 介護職員およびその他の専門職員との連携
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1) 医師との連携 2) 施設における医療行為の範囲の整備 3) 重症化する利用者の状態観察 4) 介護職員およびその他の専門職員との連携 5) 記録の整備
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待がもたらす弊害を正確に理解する 2) 利用者の尊厳を理解する 3) 利用者の疾病、障害による行動特性を理解する 4) 利用者個別の心身状態を把握し基本的ケアに努める 5) 利用者およびご家族とのコミュニケーションを十分にとる 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する 7) 報告、連絡、相談の意味を理解し、適時適切に実施する
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1) 機能面からの専門的指導・助言 2) 重症化する利用者の状態観察 3) 記録の整備
相談員 介護支援専門員	<ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待防止に向けた職員教育 2) 関係機関、医療機関、家族との連絡調整 3) 本人、家族の意向に沿ったケアの確立 4) 施設のハード、ソフト面の見直し、改善に向けての提言 5) チームケアの確立 6) 記録の整備
栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1) 衛生管理、栄養マネジメントの作成等の個々の栄養管理の実施 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫 3) 記録の整備

(1) 虐待防止責任者の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告
- ⑤ 虐待内容について虐待防止委員会を開催

VII 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は利用者家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

VIII 指針の閲覧について

当施設での高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び利用者家族が自由に閲覧できるようにする。

IX 記録の保管

虐待防止対策検討委員会の審議内容等、施設内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

附則

この指針は令和5年4月1日から施行する。